

第3話 講義の歴史

突然ですが、この講義の狙いを理解いただくために、どんな風に始まったかを紹介することにします。

実際にどう始まったかは、かなり曖昧ですが、30代の頃からやっていた「防災安全工学」（火災安全工学以外に、加圧水型原子力発電所の仕組みの紹介、ラスムッセン報告、FTA、信頼性解析など）で授業の進め方として、以下のような説明を2002年に出していて、講義名が「社会リスク科学特論」に変わっていったようです。

社会リスク科学

020411 辻本

（何をやるか）

－ 技術と法 －

技術というのは、何かと無茶をする。大きくて格好がよくて、今までよりたくさんの人を入れる建物を作ったら、構造的に無理が起きて崩壊してしまった、という風に。

世界最初の行政法といわれるハムラビ法典（実効性は疑われているが）で「建物が崩壊して持ち主が死ねば、その建物を建てた大工を死刑にする」と決めたのは、技術の独走に法が歯止めをかける、最初の方法論であったとも解釈できる。

以降、技術の進歩に並行して、行政法は星の数ほど作られた。結果として、我々は何のためにその法律があるのか、その法を通じて我々が、何を技術（工学、医学）に望んでいたのかを見失っている。

この講義の目的は、幾つかの技術を縛るために作られた法律の基本を見直し、相互に比較することで、今後の技術の在り方を探ることである。

講義の課題としては以下のようなものを出して、これを纏めている。

【宿題】

自分に関係する、もしくは興味のある環境もしくは安全に関する行政法（情報非対称、外部不経済が法源）を見つけて、その第一条の分解（どんな方法で、何を実現するか、何に貢献するか）ならびに現状での問題点（時代のズレ、社会のズレ、権利意識のズレなど）を指摘すること。

情報非対称、外部不経済については、第4話で説明します。

第一条の分解の例：建築基準法では

どんな方法で：建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて

何を実現するか：国民の生命、健康及び財産の保護を図り

何に貢献するか：公共の福祉の増進に資する

のように、戦後の行政法（1950年代）のほとんどは、この書き方に準じています。

上記の宿題で対象とされた行政法の例が下表（2001年の院生レポートの一部）

		どんな方法で	何を実現するか	何に貢献するか
消防法	1948年7月	火災を予防、警戒及び鎮圧	国民の生命、身体および財産を火災から保護 火災または地震等の災害に因る被害を軽減 被害者の保護	安寧秩序を保持 社会公共の福祉の増進
製造物責任(PL)法	1995年7月	製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定める		国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展
海岸法	1956年5月12日	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護	国土の保全	
建築物の耐震改修の促進に関する法律	1995年10月27日	建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずる	建築物の地震に対する安全性の向上 地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護	公共の福祉の確保
化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律	1974年4月16日	新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるその有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行う	難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止する	
交通安全対策基本法	施工1970年6月1日 (改正1983年)	交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにする 国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進	公共の福祉の増進
薬事法	1960年	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行う 医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずる	保健衛生の向上を図る	
大気汚染防止法	施工1968年6月10日 (改正1996・1998・1999年)	工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進 自動車排出ガスに係る許容限度を定める	大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全	
同上		大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定める	被害者の保護を図る	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	1971年9月24日	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする	生活環境の保全及び公衆衛生の向上	
水質汚濁防止法	1970年12月25日	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制する 生活排水対策の実施を推進する	公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。)の防止	国民の健康を保護するとともに生活環境を保全

この講義で印象に残っているのは、2003年のレポートで、消費者金融での**過払い金問題**（レポートの主題ではなかったが）を指摘した学生のいたこと。社会的に取り上げられるのは2006年の最高裁判決以降であり、理系の講義としては頑張っていると思う。